# 時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千三百七十九號
明治廿二年八月十二日　月曜日
舊暦己丑七月十六日（庚申）
（西暦一千八百八十九年）


## 時事新報

### 郵便條例の改正

郵便條例中に改正を加へらる可しとは久しき噂なりしが本月七日法律第二十一號を以て改正の件を公布せられたり即ち兼て噂の通り同條例第一、第十四、第十七の三條に改正を加へたるものにて其改正の條々は一々我輩の賛成を表する所なり扨同條例第一條には郵便物を分て四種となし其第四種なるものは書籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、罫紙、營業品の見本及雛形の九品なりしが今度の改正にて之に農產物種子の一品を加へたり蓋し農產物種子の彼是交換遞送は今日の實際に頗る要用なる事なれども或は研究試驗の爲などよりするもの多くして單に營業品と見做す可らざるが故に第四種の中に入るゝこと能はずして之を一種郵便物即ち通常の書狀と同一樣に取扱はざる可らざるの場合もなきにあらずとは甚だ不都合なりとして今度之れを第四種の中に加へられたるに就ては其便利一方ならざる可し

第十四條には營業品の見本及雛形は一箇の重量四十八匁を超過す可らずとあるを百匁に超過す可らずと改正しより改正前の條によては即ち一箇の重量四十八匁にも至るものは郵便物として送る能はざるが故に例へば鐵器類などの器具類にて其大さは曲尺長一尺二寸幅八寸厚五寸の制限を超えざる品物にても其重量四十八匁に過ぎ而も其搆造方よりして之を兩分す可らざるものは見本及び雛形として遞送すると能はざりしに今度その重量の制限を擴めて百匁と改正せられたるなり

第十七條の改正は第三種郵便物（即ち毎月一回以上發行する定時刊行物及び其附錄）の郵便税遞減及び第四種郵便物（即ち前に記したる書籍、帳簿以下の物）の重量增加にして今度の改正中にて最も着目す可きものなり從來第三種郵便物の郵税は一號一個重量十六匁毎に（十六匁未滿又同じ）一錢、二號又は二個以上一束重量十六匁毎に（十六匁未滿又同じ）二錢なりしを五厘と一錢とに減じたるものにて此減税は新聞雜誌の遞送上に非常の便益を與へ隨て國の文運の上にも影響する所少なからざる可し我輩は猶は今後會計の整理と共に次第に之を輕減して今の五厘を二厘五毛一錢を五厘にも成すに至るの期あらん事を希望する者なり又第四種郵便物の税は重量八匁毎に（八匁未滿又同じ）二錢なりしを重量三十匁毎に二錢と改められたり從來の重量にては書籍の小册子を僅か數里を隔つる內地に遞送するより寧ろ太平洋を越えて米國より數卷の洋書を落手する方が運賃の却て少なかりしなどの奇觀もありしが今度其重量の八匁を三十匁と增加されたるに付ては斯る不可思議の現象も跡を絕ち書籍以下各品の遞送に非常の便益を得るに至れり

右述ぶる通りの次第にして今度の改正は一々我輩の賛成する所なるが唯玆に一の遺憾と申すは第一種郵便即ち通常の書狀の郵税に其改正を見ざるの一事にして我輩の所謂を云へば通常書狀の郵税も新聞雜誌同樣に遞減するか又は税は其まゝにして重量を三四匁にも增しては如何と思へども又當局者の身となりて考ふれば會計上その他の都合もあらんなれば此の事は敢て之を今日に望むことを止め扨聊か注意の爲め一言したきは不足税徵收の一事なり今の條例の面に依れば不足税の郵便物は受取人より其額の二倍を徵收する定めにて一分半厘にても重さに過ぎて税に不足あるときは條例の面に於て增額の徵收、致方なしと雖も其處が即ち注意の點にして若しも二錢の切手を貼りたるものが三匁を重さし四錢のものが五匁あるなど云ふ其間違の明白なる場合には條例の文面に依る可きこと勿論なりと雖も纔か一分半厘の差にて差出す當人も氣が付ず取扱ふ掛りの人とても權衡に訴へざれば一寸相分らざるなど云ふ場合に於ては俗に云ふ御大法の寛大にこそ願はしけれ此事情は郵便上の通俗にして歐米諸國の實地を目擊したる人々は直に首肯する所なる可し我輩は敢て明白に反則したる者を恕せよと云ふに非ず唯一分半厘の微妙は之を大目に見て取扱の手數を省き其實は却て事の便宜を得るものならんと聊か考ふるに過ぎざるのみ扨又今度の改正に付ては大に政府の收入に影響して收支相償はざるに至らんとの掛念もあらんかなれども是れは過慮に外ならずして郵便税の減ずるに隨ひ遞送物の增加するは疑ふ可らざる數にして或は之が爲め却て收入を增すにも至る可き其適例は彼の鐵道にして運賃の減ずる毎に乘客の增し隨て收益の增す事實を見ても知る可きなり願ふに昨年の今頃は政府にて郵便條例を改正し新聞紙の遞送を檢束して之を政府の一手に握らんとするの議ありしよしにて我輩も紙上に於て飽迄其利害得失を論じたりしが時勢の變遷とは云ひながら變れば變るものにて僅一年を隔てたる今年今日かゝる滿足なる政府を見るに至りたるは即ち當局者が研究練磨の結果なる可しとして我輩は世人と共に偏に其勞を謝する者なり

## 雜報

○清國通信　上海八月二日發

熊本の地震　去月二十八日の夜熊本に於て大地震あり許多の人命財產を損害したりとの電報、橫濱に在る北支那日々新聞通信者より當地に達せしを以て我領事館員を始め在留日本人の驚き一方ならず今日（二日）午前に至るも其後報に接せざるゆゑ人々一日千秋の思をなして詳報の來着を待ち居れり

吳太徵氏の賜暇　前廣東巡撫吳太徵氏は曾て任地にありて土地の濕氣に冒され肝胃虛弱の體なりしも昨年秋河道總督に補し河南堤防の修復を命ぜられしかば平生不屈の氣象として病の身にあるも物の苦と思はず獨て日夜工事に奔走せし爲め存外速に其竣功を見るに至りしは世人の認むる所にして氏も亦一層の名譽を博したりしが氏は目今の盛暑炎熱に苦しみ病痾再發しければ三週間の公暇を賜はりて靜に休養せんことを奏請せし處特旨を以て賜暇を賜りたるよし

日本沿海巡視　天津駐在の露國書記官ブーテアメ氏は日本沿海兵備の狀況を視察せんが爲め先頃出發したりと云へり

陳克會氏　大沽船渠の製造場にては最初外國人を雇ふて工事を管理せしめしが昨年八月頃右に關する經費節減論行はれてより差當り外國人を解雇し陳克會氏を擧げて其事務を代理せしむることゝなりしが氏は曾て福建船政局に入り海軍の生徒となり從學三年、後ち佛國にある六年、獨逸にある三年にして歸清したりしに李鴻章伯は其の人となりを愛し當時の船渠總監羅稷臣氏に謀り遂に之を推撰して製造場の委員に任じ最早今日は總監工の位置にあり兼て繪圖の事務を擔當せりと

遊歷員の著述　先に日本、米國等に向け出發したる清國遊歷員顧厚焜氏は去月廿九日の便船にて歸着せしが聞く所に依れば氏が遊歷中に取調べし米國等に關する地理兵要又は政治考等の見聞錄若干編の著述は未だ全く訂正の功を終へざるものと見え日夜書記等をして之を復寫せしめ居るよし

一大鐵橋を架設せんとす　上海英租界工部局管理カラカ氏の後を襲ぎたるマイアム氏は英國より當地に到着して最早一箇月も過ぎしかと思ふ間に工務を益々擴張する手筈を定め差當り重なる二三の土木を起すには先づ蘇州河の落口に架する大木橋を鐵橋に改造し又洋涇濱沿街の常燈其他を一切新規に修理する由に聞きしが氏は右大橋の往來人の模樣を實見せんとて去月十一、十二、十三の三日間に自から出張して取調べたる所に依れば毎日午前八時より午後八時に至るまで馬車の往來するもの千六百三十三輛、人力車二萬零九百五十八輛荷車二十二輛、一輪車二千七百五十九輛、轎子二十七挺、乘馬三十八匹、步行外國人千六百四十五名、同支那人三萬三千六百六十六人にしてその繁盛なるは實に一都會に讓らざる有樣なり未だ何れの日より工事に着手するや分明ならざれども早晚一大鐵橋の架設を見るならんと云へり

天津に於ける紙の取調　日本製紙家が清國に向て紙類の取調をなしたる事はこれまで絕てなかりし程にて纔に印刷局員某氏は江西、福建地方に出張して原紙製造等の模樣を視察したる由に聞きたれども元來其人の本職に手慣れたることにもあらざれば充分の實況を知ること能はざるべし而して爾來、年久しく上海の某會社を始めとして二三の商店に於ても傍ら我製紙の販賣を試み沮々捌口も出來たる樣なれども一般の需用を惹き起す迄には中々容易の事にあらずと云ふそは如何なる次第かと尋ぬるに紙質を專らとして盡力する人物少なきに因り偶まゝ可なりの望みに應ずる筑後久留米產の廣巾紙輸入し來るものあれども更に角品賣價格の恰好ならざるが爲めみすゝ販路を失するの憾なきにあらず若し此邊に注意するならば極めて利益の存することを疑を容れざるなり然り而して我東京服部敢良紙店の出張員力根氏は今回大に玆に見る所ありて清國の紙類製造、賣買用途の一切に關する取調の目的を達する爲め兼て高知縣共同抄紙會社の製品及び其他の大小見本若干を携帶して上海に來り近傍の製紙製造局に打合せ親しく之を見分し又清商の紙問屋と今後の賣買約束を結びて仔細に探訪を遂したる上寧ろ北清の製造に乏しき地方に向つて我紙類を輸出すること肝要ならんとて遂に天津に向ひ出張せしは頗る策の得たるものにして將來日本紙の輸出品となるも難きにあらざるべし聞く所に依れば元來清國の紙類は悉く南方に產出するものにして其本場本元とも云ふべきは江西江蘇の富陽縣

蕭山縣又は副州……
各地に於ける製造……
楮、麻、稻藁等を用……
を製するに用ふる……
遂安縣の一地方を……
も同所とても僅に……
りて夫れさへ到底……
まで南方地方より……
して未だ精確なる……
毎年凡そ七百四十……
五百七十四萬六千……
の輸入を算する時……
今仁川邊より來る……
十二錢、同稱印は……
同永德上印三圓……
用する有樣なれば……
點にあるべし在留……
法として試に販賣す……
紙家の本職にあら……
緯の地合などの……
あり然るに力根氏……
してその說明を……
と少なからざるべ……
名高き紙商清秘閣……
紙、圖引用紙、大判……
數品を示せしに頗……
けたる由に聞き……
紙質最も強き上に……
破損し易きものに……
らずと雖も只惜む……
宜しからざるを以……
ざるの憂あり殊に……
商人は無論のこと……
の掛々しからざ……
る又從來清國に於……
て官民の名刺及び……
紙類なれども日本……
差等ありて未だ……
一層精を凝らして……
品となるべく而し……
料に染料を施して……
擬して之を製する……
品を輸入するを得……
あるべき物を探……
ものは他にあらず……
物を着する事な……
を如何にして打捨……
類を賣買したるも……
れども既に駱駝……
天津より歐洲に……
商は必ず早晚蘆……
れば清商の手を……
棧は既に之を買……
津相場五弗あり……
に入れて之を索……
凡そ十六貫は天津……

○居留地內の民有……
如く肥前長崎の……
三分の一弱とを……